

ICD-11 の和訳について（案）

1. 和訳に当たっての基本方針

① ICD-11 の分類全体に共通する定型的な用語は、一貫性のある和訳とする。

② 直訳がふさわしくない又は一般的ではない場合は、意識を検討する。

※MMS の分類名に意識を充てる場合は、特に①に配慮する。

※意識に際しては、社会的な影響も考慮する一方で、用語の概念・範囲が変わることが無いように十分配慮する。

③ 訳語が複数ある場合は、同義語として追加することを検討する。

④ 直訳が、日本の臨床現場等で使用されておらず、翻訳することが却って混乱を招く可能性がある場合は、英語のまま残すことを検討する。

（参考）

① の例：{Certain, other specified, unspecified}, {disease, disorder, condition}, {and, or}、解剖学的部位等

② の例：Ductal carcinoma in situ of breast は、直訳では、乳房の上皮内導管癌と訳すことができるが、一般的には、非浸潤性乳管癌が使用される。英語には、直接、非浸潤性にあたる用語（noninvasive, noninfiltrating）がないが、意識を検討することも可能。

③ の例：②の例で、直訳を残したまま、意識を同義語として（又はその逆）追加することも可能である。

- ④ の例：地方性非性病性梅毒（Endemic non-venereal syphilis）の同義語に、njovera、Skerljevo 等があるが、一般的に使用されていない場合は、無理にカタカナ語等にせず、英語のまま残すことも検討する。

2. 既存の訳語との調整について

- ① ICD-10 の既存訳、表記法（山括弧を利用した代替用語の表記の仕方等）も含めて見直しを行う。
- ② 日本医学会医学用語辞典等との学術的な整合性に配慮し、仮訳作成の際の参考とする。
- ③ ICD10 対応標準病名マスター／傷病名マスターにおける用語の使い方も参考とする。

3. 和訳作業の進め方について

日本医学会、日本歯科医学会等と連携し、ICD 専門委員会において案を作成し、2019 年 5 月 WHO 総会に提出される ICD-11 を確認した上で、ICD 部会に諮ることとする。